

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

関市長

## 公表日

平成29年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、固定資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し、納税者に対して賦課する。</li> <li>・納税者等からの申請に基づき、税情報から証明書等を発行する。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.固定資産課税台帳に記載されている事項及び非課税申告・減免申請等による課税管理業務</li> <li>2.固定資産所有者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</li> </ol> <p>【事務処理の流れ】</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づく市税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①土地・家屋については、固定資産評価基準による固定資産の価格の決定を行う。</li> <li>②償却資産所有者から提出される申告書等を受け付け、課税する。</li> <li>③登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳または家屋課税台帳への記載を行う。</li> <li>④納税者からの申請等により、減免決定等の確認を行う。</li> <li>⑤固定資産の縦覧制度のための土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成する。</li> <li>⑥番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。</li> <li>⑦必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。</li> <li>⑧④により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。</li> <li>⑨①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。</li> <li>⑩賦課情報に基づき、申請に応じて課税・評価等の証明書を発行する。</li> </ol>
③システムの名称	固定資産税システム、収納消込システム、固定資産GISシステム、口座システム、宛名管理システム、住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税システムファイル、収納消込システムファイル、固定資産GISシステムファイル、口座システムファイル、宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第 19条第7号 別表第二 27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第20条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) 第4条 別表第二 5の項</li> </ul> <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号 別表第二 1～4、6、8、9、11、16、18、23、26～29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91～93、97、101～103、106～108、113～117、120の項</li> <li>・別表第二主務省令 第1～4、6～8、10、12、13、16、19～23、25、28、31～40、43～46、49～51、53～55、58、59</li> <li>・番号条例 第4条 5の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	課長 三尾幸治
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	関市総務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	関市総務部税務課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

